

岩手県告示第731号

平成20年9月9日付岩手県報第10793号登載の保安林の指定施業要件を変更する件（平成20年岩手県告示第647号）の内容について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成20年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 大船渡市赤崎町字後ノ入164の2
 - (2) 所在が不分明である通知の相手方 千葉亮一
- 2 通知の内容を掲示した場所 大船渡市役所